

南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>南知多町太陽光発電設備及び系統用蓄電池の設置等に関する条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、太陽光発電設備及び系統用蓄電池の設置及び管理について、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全（以下「災害防止等」という。）を図り、町民の安全で安心な生活に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) <u>系統用蓄電池</u> 電力系統に直接接続する蓄電池及びその付属設備をいう。 (3) (略) (4) <u>事業</u> 太陽光発電設備及び系統用蓄電池の事業行為（計画策定、土地の権利取得、設計、工事の施工、保守点検、維持管理、撤去及び処分又は発電、蓄電若しくは放電に係る事業の全てを含む。）をいう。 (5) (略) (6) (略) (7) (略)</p> <p>(適用事業) 第3条 この条例は、南知多町内における全ての事業に適用する。ただし、事業のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に太陽光発電設備又は系統用蓄電池を設置するものを除く。</p> <p>(事業者の責務) 第5条 (略) 2 <u>事業者は、事業の実施に起因して生じた他人の生命、身体又は財産に係る損害を賠償する責任が発生した場合におけるこれらの損害を補填するための保険又は</u></p>	<p>南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置及び管理について、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全（以下「災害防止等」という。）を図り、町民の安全で安心な生活に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) (略) (3) <u>事業</u> 太陽光発電設備の事業行為（計画策定、土地の権利取得、設計、工事の施工、保守点検、維持管理、撤去及び処分に係る事業の全てを含む。）をいう。 (4) (略) (5) (略) (6) (略)</p> <p>(適用事業) 第3条 この条例は、南知多町内における全ての事業に適用する。ただし、事業のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の<u>屋根又は屋上</u>に太陽光発電設備を設置するものを除く。</p> <p>(事業者の責務) 第5条 (略)</p>

新	旧
<p><u>共済に加入するとともに、自然災害、火災等の人為的災害その他非常事態が発生したときの措置並びに太陽光発電設備及び系統用蓄電池の解体、撤去、廃棄その他必要な措置に充てる費用について計画的に積み立てなければならない。</u></p> <p>(事業抑制区域)</p> <p>第7条 町長は、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される区域において、事業の抑制を事業者に依頼することのできる区域（以下「事業抑制区域」という。）を南知多町太陽光発電設備及び系統用蓄電池の設置等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）で指定することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(地域住民等への周知及び説明会の開催等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 事業者は、住民等説明会の開催の要請がない場合であっても、<u>第2条第7号ア</u>からウまでに規定するものに対し個別に訪問する等、事業を行う前に、事業説明、境界の確認等を行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事業の調整)</p> <p>第12条 事業者が、法第9条第1項の規定による事業計画の認定を申請するときは、当該認定の申請を行う前に、改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をするときは、当該提出を行う前に、次に掲げる事項について、規則の定めるところにより町長と調整しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 太陽光発電設備及び系統用蓄電池の保守点検及び維持管理に関する事項</p> <p>(7) 太陽光発電設備及び系統用蓄電池の撤去及び処分に関する事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(工事の届出)</p>	<p>(事業抑制区域)</p> <p>第7条 町長は、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される区域において、事業の抑制を事業者に依頼することのできる区域（以下「事業抑制区域」という。）を南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）で指定することができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(地域住民等への周知及び説明会の開催等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 事業者は、住民等説明会の開催の要請がない場合であっても、<u>第2条第6号ア</u>からウまでに規定するものに対し個別に訪問する等、事業を行う前に、事業説明、境界の確認等を行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事業の調整)</p> <p>第12条 事業者が、法第9条第1項の規定による事業計画の認定を申請するときは、当該認定の申請を行う前に、改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をするときは、当該提出を行う前に、次に掲げる事項について、規則の定めるところにより町長と調整しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 太陽光発電設備の保守点検及び維持管理に関する事項</p> <p>(7) 太陽光発電設備の撤去及び処分に関する事項</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(工事の届出)</p>

新	旧
<p>第14条 事業者は、事業の調整を経た事業について、事業のうち、施工、撤去及び処分に係る工事に着手しようとするとき（前条第1項の規定により事業計画を届け出た場合は当該届出をした後）<u>並びに</u>当該工事を完了したときは、規則の定めるところにより、その都度、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。当該工事を廃止し、若しくは2月以上中断しようとするとき又は中断した工事を再開したときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(標識の設置)</p> <p>第16条 事業者は、太陽光発電設備及び系統用蓄電池について、規則で定める標識を事業区域内の公衆の見えやすい場所に設置しなければならない。</p> <p>(報告及び立入調査等)</p> <p>第18条 町長は、事業の調整を完了した事業の計画に従って事業が履行されているかどうかを確認するために、次に掲げる事項について、事業者に対し毎年報告を求めるものとする。</p> <p>(1) 太陽光発電設備及び系統用蓄電池の保守点検の実施状況</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 太陽光発電設備及び系統用蓄電池の撤去及び処分に係る費用の準備状況</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第14条 事業者は、事業の調整を経た事業について、事業のうち、施工、撤去及び処分に係る工事に着手しようとするとき（前条第1項の規定により事業計画を届け出た場合は当該届出をした後）<u>又は</u>当該工事を完了したときは、規則の定めるところにより、その都度、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。当該工事を廃止し、若しくは2月以上中断しようとするとき又は中断した工事を再開したときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(標識の設置)</p> <p>第16条 事業者は、太陽光発電設備について、規則で定める標識を事業区域内の公衆の見えやすい場所に設置しなければならない。</p> <p>(報告及び立入調査等)</p> <p>第18条 町長は、事業の調整を完了した事業の計画に従って事業が履行されているかどうかを確認するために、次に掲げる事項について、事業者に対し毎年報告を求めるものとする。</p> <p>(1) 太陽光発電設備の保守点検の実施状況</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 太陽光発電設備の撤去及び処分に係る費用の準備状況</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>